東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十二号

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九節　農業共済再保険特別会計（第六十五条）」を「第九節　削除」に、「第十一節　削除」を「第十一節　漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（第八十三条）」を「第十一節及び第十二節　削除」に、「第十四節　社会資本整備事業特別会計（第八十六条―第九十条）」を「第十四節　削除」に改める。

第一条第二号中「農業共済再保険特別会計における」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定における農業共済再保険事業等の」に、「第百三十八条第二項第十一号に規定する」を「第百二十七条第三項第一号イに規定する農業共済再保険事業等の」に改め、同条第四号中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定」に、「普通保険等再保険事業」を「漁船再保険事業」に、「第百七十二条第二項」を「第百二十四条第五項」に改め、「及び特殊保険再保険事業（法第百七十二条第三項に規定する特殊保険再保険事業をいう。第十六条第一項第六号において同じ。）」を削り、同条第五号中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定」に、「第百七十二条第四項」を「第百二十四条第六項」に改める。

第八条第三項中「（社会資本整備事業特別会計の治水勘定に属する多目的ダム建設工事等（法第二百九条第一項に規定する多目的ダム建設工事等をいう。以下同じ。）又は港湾勘定に属する特定港湾施設工事等（同条第三項に規定する特定港湾施設工事等をいう。以下同じ。）に係るものについては、工事別に）」を削る。

第十三条第二項を削る。

第十六条第一項第三号中「（法第百二十七条第三項第一号イに規定する食糧管理勘定をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、「再保険金等」を「農業共済再保険事業等の再保険金等」に、「第百三十八条第二項第十二号」を「第百二十七条第三項第二号イ」に改め、同項第六号中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計における普通保険等再保険事業及び特殊保険再保険事業」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定における漁船再保険事業」に改め、同項第七号中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定」に改める。

第十七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十八条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十九条第二項から第四項までの規定中「米管理勘定」を「食糧管理勘定」に改める。

第二十六条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十七条第二項中「第六号」を「第五号」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第五十二条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「国債整理基金特別会計への繰入れ」の下に「、同条第二項の規定による一般会計への繰入れ」を加える。

第五十七条の二中「第五号」を「第四号」に改める。

第五十八条中「第六号」を「第五号」に改める。

第六十条第一項中「同条第二項第四号」を「同条第二項第三号」に改める。

第六十二条を削る。

第六十三条の見出し中「食糧管理勘定等」を「業務勘定」に改め、同条中「食糧管理勘定及び」を削り、「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条を第六十二条とする。

第六十四条を第六十三条とし、第二章第八節中同条の次に次の一条を加える。

（積立金からの補足）

第六十四条　法第百三十四条第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる食料安定供給特別会計の勘定の区分に応じ、当該各号に定める場合とし、同項の規定により当該各勘定の積立金から補足する金額は、それぞれ当該不足する額に相当する金額とする。

一　農業共済再保険勘定　毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額、未経過再保険料（未経過保険料を含む。）に相当する金額及び支払備金に相当する金額を控除して不足する場合

二　漁船再保険勘定　毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額、未経過再保険料に相当する金額及び支払備金に相当する金額を控除して不足する場合

三　漁業共済保険勘定　毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額、未経過保険料に相当する金額及び支払備金に相当する金額を控除して不足する場合

2　前項各号に規定する未経過再保険料、未経過保険料及び支払備金の計算は、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める。